

Research Paper No. W-70

監査上の主要な事項（**KAM**）導入をめぐる諸議論の展開
—ドイツ経済監査士協会の**2015**年シンポジウムによせて—

Zur Diskussion über die besonders wichtigen
Prüfungssachverhalte (**KAM**)
—IDW Symposion **2015** —

小松 義明

Yoshiaki Komatsu

March 2017

INSTITUTE OF BUSINESS RESEARCH
DAITO BUNKA UNIVERSITY

監査上の主要な事項（KAM）導入をめぐる諸議論の展開 —ドイツ経済監査士協会の2015年シンポジウムによせて—

小松義明

要　　旨

国際監査基準および決算監査に関するEU規範の変革は、ドイツにおける外部公表用の監査証明「確認の付記」に多大な影響をもたらした。ドイツ経済監査士協会は2015年6月に金融機関、保険会社、同族経営の企業、従業員、監査役会員、アナリストおよび決算監査人の代表者をシンポジウムに招き、確認の付記に今後、どれ程の情報が必要となるかについて議論したのである。本稿は、かかる議論を研究対象に据え、その内容を検討することにより、ドイツ監査報告制度の方向性を見定めるための前提を提示するものである。

まず監査上の主要な事項（KAM）の確定と報告は、決算監査人および被監査企業が応じなければならない課題であり、KAMは決算監査の有意性に明らかに積極的な影響を与えるというのが同協会の見解である。一方、連邦司法・消費者保護省の参事官によれば、ドイツ商法典は統一のとれた確認の付記の原則を追及してきたのであり、決算監査のEUの改革において、公共の利益にかかわる企業（PIEs）であるか否かを問わず、かかる原則は維持されるべきことが述べられた。統一性のある確認の付記によってこそ司法・法律関係の交流において確認の付記が利用可能となることが主張された。

続く第1の討論において、公共の利益にかかわる企業の監査に関する確認の付記のKAMについての報告は、討論参加者により積極的に捉えられた。しかし、KAMに対する決算監査人の確認にいかなる意義が認められるべきか、また公衆は新たな情報をどのように扱うかについては、未解決のままとなった。第2の討論では、公共の利益にかかわらない企業（Non-PIEs）について、参加者の多数がKAMの報告に反対した。KAMに関する報告は企業内部用の長文の監査報告書において考慮すべきとされたのである。

以上の議論の異なる結論の背後には、次の関係が存在する。すなわち、公共の利益にかかわる企業か否かにより、ステークホルダーによる決算監査の情報欲求の相違が現われる。情報欲求の相違は、確認の付記におけるKAMの要否に結びつくのである。このような関係が生じる基盤には、ドイツ監査報告制度における一貫した特質がある。つまり、決算監査人による企業の全ての決算監査に求められる長文の監査報告書による企業内部の監督機関への情報提供である。改めて、ドイツにおける内部用の長文監査報告書の制度上の意義が確認される。

目 次

- I はじめに
- II 新しい確認の付記—背景と課題
- III 決算監査人の報告に関する EU 規制の転換の状況
- IV 討論（1）「公共の利益にかかる企業（PIEs）の監査における確認の付記の KAM に関する広がりと深さ—討論の結果」
- V 討論（2）「PIEs と Non-PIEs の場合に確認の付記において統一した報告が必要か—議論と結果」
- VI 要約と展望

I はじめに

登記社団 ドイツ経済監査士協会 (Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland e.V.) (以下, IDW と略称する。) の広報担当理事のクラウス・ペーター・ナウマン (Klaus-Peter Naumann) によれば、決算監査についての EU の法律文書「公共の利益にかかる企業の場合の決算監査に関する特別な諸要求についての EU 命令 (Verordnung)」(以下, EU 命令という。) ならびに 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) により公表された監査報告書に対する新設または改正された国際監査基準 (International Standards on Auditing, ISA) は、ドイツの決算監査人による外部公表用の監査証明「確認の付記 (Bestätigungsvermerk)」における広範囲の変革をもたらすという⁽¹⁾。EU 命令によれば、確認の付記は将来、公共の利益にかかる組織体 (public interest entities, PIEs と略称する。) の場合には、「追加の報告 (zusätzliche Angaben)」が含まれる。特に、最も重要だと判断された虚偽表示のリスクについてであり、それに続く監査人の対応と場合によっては監査人の重要な確認事項も含まれる。また、新しい ISA 701 によれば、決算監査人は、株式に相場が付された企業の決算に際して、とりわけ監査上の主要な事項 (Key Audit Matters, 以下 KAM と略称する。) を独自に確認の付記において記述しなければならない。当該記述は、関連がある限り、該当する決算書項目を指示しなければならず、当該事項が KAM と判断された理由および決算監査に際してそれがどのように扱われたかを説明しなければならないのである。

それに伴い、連邦司法・消費者保護省 (BMJV と略称する。) は、2015 年春に決算監査改革法 (Abschlussprüfungsreformgesetz 以下, AReG と略称する。) の参事官草案を公表した。これは EU の法律公文書を国内法に転換するものである。AReG は EU 命令によりもっぱら PIEs にのみ適用される確認の付記に関する拡大された諸要求を、公共の利益にかかる企業 (以下, Non-PIEs とする) に転用するように定めている。

ナウマンによれば、暦年に等しい事業年度の際には、改正または新たな ISA の諸規定は、2016 年度の決算の監査に第 1 回目の適用がなされなければならない。AReG または EU 命

令の諸規定は現在の見込みでは、1年遅れての適用となるという⁽²⁾。

このような事情を背景にして、IDWは2015年6月17日に金融機関、保険会社、同族企業、従業員、監査役会員、アナリストおよび決算監査人の代表者をベルリンのシンポジウムに招いた。そこにおいては、確認の付記に今後、実際にどれ程の情報が必要となるかについて議論されたのである⁽³⁾。シンポジウムの構成は以下のとおりである。

新しい確認の付記—実務はどれだけの情報を必要とするか

【冒頭の挨拶】

教授・博士、クラウス・ペーター・ナウマン

「新しい確認の付記—実務はどれだけの情報を必要とするか」

【講演】

博士、シュテファン・シュミット

「新しい確認の付記—背景と課題」

トーマス・ブレーインク

「EU規制の決算監査人の報告への転換状況」

【討論】

「公共の利益にかかる企業(PIEs)の監査の場合の確認の付記における主要な監査事項(KAM)に関する報告の広がりと深さ—討論の結果」

(記録者:ベアトリクス・ライシュ)

「PIEsとNon-PIEsの場合に確認の付記における統一的な報告は必要か—討論の結果」

(記録者:ニコラ・ペンクウィット)

(出所) IDW (2015), S.36.

本稿は、このシンポジウムの記録を研究対象に据え、監査上の主要な事項(KAM)導入をめぐる議論の内容 자체を捕捉することによって、ドイツ監査報告制度の方向性を見定めるための予備的考察を提示するものである。

なお、ドイツにおいて、決算監査人の監査結果は監査証明書たる確認の付記として外部に公表される(商法典322条)。また、監査結果が長文の監査報告書(Prüfungsbericht)として監査役会(Aufsichtsrat)に提出される(商法典321条)。その目的は特にコーポレート・

ガバナンスの中心に位置する監査役会による取締役（Vorstand）の監督の支援にある。日本をはじめとして、一般に外部公表用の監査報告書という場合、ドイツにおいては内容上、上記の「確認の付記」を指す。そのため、一般的な監査報告書とドイツにおける内部用の長文による監査報告書との混同を避けるために、本稿では、ドイツの監査報告書を「内部用の長文監査報告書」と表記する。

II 新しい確認の付記—背景と課題

まず、シュテファン・シュミット（Stefan Schmidt）の講演録「新しい確認の付記—背景と課題」を手掛かりにして、議論の出発点としよう。確認の付記の回顧と改革の背景、新たな確認の付記の適用時期、構造および内容について検討されているが、KAMを中心として、確認の付記の統一性についても視野に入れている⁽⁴⁾。

1. 問題設定

問題設定として、シュミットは次のように述べる。「確認の付記は公衆に可視化された決算監査の結果である。確認の付記によって、受け手は決算監査の対象と内容の情報が伝えられるのであり、さらには、監査された会計報告が正規のものであるか、またそれゆえに、諸決定のための根拠として採用できるのか、情報が提供されるのである。その場合、確認の付記は、受け手が信頼できる意思決定に有用な情報を含んでいるときには、受け手にとって有意味である。つまり、まず確認の付記の内容、そして次に受け手が確認の付記に含まれている情報を信頼できることが重要なのである」⁽⁵⁾と。このようにシュミットは確認の付記の情報の信頼性を強調するが、さらに次のようにいう。「信頼は高度な財産である。かかる信頼は、法律によって指示できるものではなく、全ての監査人および職業団体全体が受けるにふさわしくなければならないものである。そのため、決算監査のために法的におよび職業身分上開発された、独立性および決算監査の正規の実施に関する能力の諸要求を遵守すること、および実施それ自体は重要である。これらは、決算監査の客観的な質を決定する要素である」⁽⁶⁾。決算監査の客観的な質を確保することの重要性が述べられている。

続けてシュミットは受け手の期待に注目する。「しかし、かかる諸要素と同じくらい、決算監査人に対する受け手の期待は重要である。加えて、この期待は部分的に、法的規制を超えており、依頼者は価格と給付との良好な関係および決算監査人による内部手続の改善のための助言を期待しており、監査委員会は当該委員会自らの監視機能を果たす際に専門家としての支援を期待しているのであり、また公衆は部分的に決算監査に加えて不正に焦点を合わせた業務執行監査（Geschäftsführungsprüfung）および企業危機の前の警告を期待しているのである」⁽⁷⁾。そして、その結果、「このような異なり、一部主観的に特徴を与えられた諸要素のために、信頼を築く措置の基礎である監査の品質に関する一般的に通用する定義を見つけることが重要になるのである。そして、品質は常に期待が満たされる程度

である。また、期待は多種多様であり、個別である」⁽⁸⁾と。

以上から問題設定として確認の付記の重要性が導かれる。すなわち、「こうした背景の下に、確認の付記には卓越した意義が認められてしかるべきである。それに加えて、確認の付記は、公衆における期待ギャップおよび情報ギャップの縮小に貢献し、それによって決算監査における信頼を高めることに貢献するのである。また決算監査の重要性は、確認の付記における報告に大きく依存しているのである」⁽⁹⁾と。

以上のように、確認の付記は決算監査の質を確保し、受け手の期待に応えることを求められてきたのである。そこで、次節ではその歴史的背景について若干みていこう。

2. 回顧と背景

シュミットはまず確認の付記には絶えず諸要求が課せられてきたという。すなわち、「監査された決算書と状況報告書における信頼性のための確認の付記の重要性は長い間知られている。また、このことは、確認の付記の言明能力と重要性に関する公衆における期待ギャップと情報ギャップにも同様である。またこれは、確認の付記に関する諸要求が絶えず生み出されてきたことの理由でもある」⁽¹⁰⁾と。

それではいかなる要求が課せられたか。シュミットは 19 世紀の状況から述べる。「われわれは、初期の確認の付記を 19 世紀からじっくり見ると、そこには相当に個別の情報が含まれていたのである。たとえば、簿記係 (Buchhalter) の清廉潔白と専門知識に裏づけられた能力によって業務を行ったことについての指摘である」。シュミットがいうように初期の確認の付記には個別の情報が含まれていたことは注目すべきである。

ところが個別の情報は姿を消して行く。その理由をシュミットは次のように述べる。「法定の決算監査人の導入と確認の付記の公表に伴い、かかる個別に表現された付記は姿を消し、監査された数値の正規性に関する簡にして要を得た監査判断に取って代わられたのである。それは、決算監査の高い信頼の程度を前提にしていたのであり、また確認の付記の証明機能が前面に出ていたのである」⁽¹¹⁾と。すなわち、簡潔な表現による証明機能を中心とした確認の付記への変化である。

さらに状況は変化するが、シュミットは 1990 年代に注目して次のように述べる。「これは、決算書の公表を中心にして生じた企業危機のために 1990 年代に変化した。かかる企業危機に際して、当然にもまたは不当にも、決算監査人あるいは職業団体に対して、誤った行動が非難されたのである。決算監査の信頼が強く影響を受ける、このような非難の原因の 1 つは、言及した期待ギャップおよび情報ギャップの中に見られたのである。それゆえに、ドイツにおいては、国際的な展開に一致させ、KonTraG (1998 年) により、より長い定型文言証明書の型で、要点を捉えた定型文言証明書がさらに開発された。そこでは、監査判断の言明能力を有効に高めるためには、業務執行と決算監査人の責任の説明ならびに決算監査の種類と範囲の説明で十分であると仮定されたのである。ただし、定型文言による監査判断に固執したのは、受け手にとって会計報告の正規性に対する目立つ説明が最も

高い重要性があるからであった」⁽¹²⁾と。つまり、比較的長い定型文言証明書を用いて、会計報告の正規性に対する言明を際立たせてきたのである。

シュミットは最後に、「世紀の折り返し後の初期におけるエンロンとワールドコムの危機においても、金融危機・経済危機および国の債務危機により最近においても、決算監査の信頼は急速に失われてしまったのであり、また確認の付記の受け手の期待と情報欲求を満たすためには、これまでの報告書の種類と範囲についての手直しでは十分ではない」⁽¹³⁾という。そして結論的に次のように述べる。「それゆえ、立法者または規制者は、経済監査士の職業団体と協力して、確認の付記の新しいモデルを開発したのである。かかるモデルは、決算監査の性質の詳しい記述のほかに、最後の結論の英知（Weisheit）を標準化された表現にする原則との関係を絶つものである。この新たな確認の付記は、広い領域に関して個別に表現された付記である。この点でこれは、つまり「原点への回帰」にかかわることである」⁽¹⁴⁾と。シュミットは現在の改革に、19世紀の初期の確認の付記にみられた個別の情報を記載する形への回帰をみているのである。

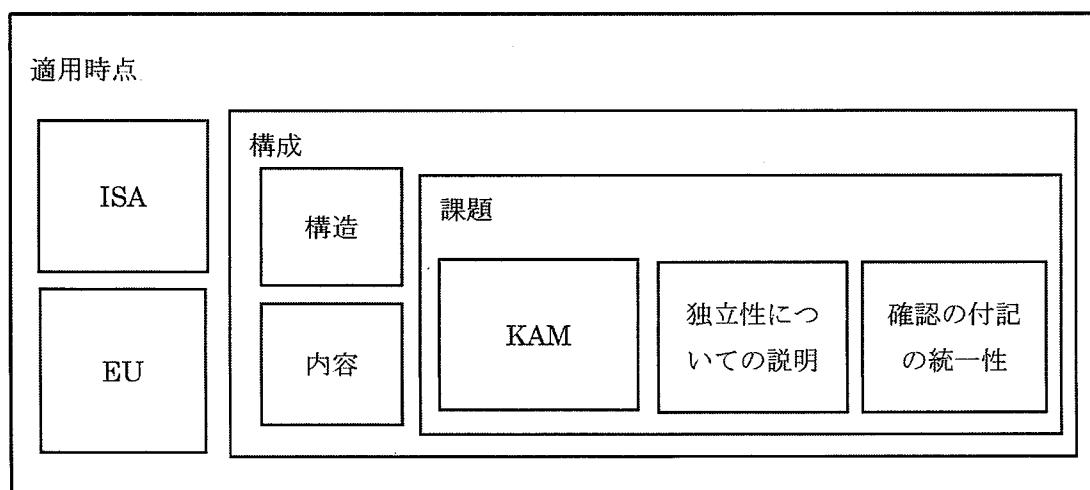
それでは、新たな確認の付記はいかなるものか。次節でみていこう。

3. 新たな確認の付記

3. 1 概説

図1は、新たな確認の付記の検討すべき事項を指し示している。以下に示すように、それは、適用の時期、その構成およびそれと関係がある諸課題から成る。

図1 新たな確認の付記の検討事項



(出所) Schmidt (2015), S.39.

3. 2 適用時期

適用時期について、シュミットは次のようにいう。「新たな確認の付記は、2014年に成立

した ISA および決算監査に関する EU 命令の第 10 項に適応する。新しい規則は、ISA による監査の場合には、2016 年 12 月 14 日後に終了する事業年度の決算監査の際に遵守されるものとする。新たな EU 規定は、いわゆる公共の利益にかかる企業の場合には、2016 年 6 月 16 日後に始まる事業年度の監査の場合に、適用されなければならない。EU 命令は、ドイツにおいては、法の性格に基づき、直接適用されなければならない」⁽¹⁵⁾。そのうえで、「これは国際的な規則がドイツの監査基準の中に、EU 規定に合致したうえで、追加されたのであり、曆年と同じ事業年度の場合には、2017 年の事業年度の決算の監査に際して、初めて遵守されることを前提にしている」⁽¹⁶⁾と述べる。つまり、シュミットによれば、新しい確認の付記は、2017 年度の決算監査から実務に現れるのである。

3. 3 構成

シュミットは確認の付記に関する議論の構成として図 1 で示したように、その構造、内容および課題を掲げている。以下、シュミットの見解にしたがってみていこう。

3. 3. 1 構造

シュミットは次のように述べる。「確認の付記の構造は、理解可能性の改善のために、次に見られるように、単純化されている。

- ・監査判断,
- ・監査判断の諸原則,
- ・特別に重要な監査上の事実関係,
- ・法定代表者および監査役会の責任,
- ・決算監査人の責任,
- ・状況報告書の監査の報告,
- ・定められた禁止サービスの不実施および独立性についての説明,
- ・決算監査に付加して実施された認められたサービス（決算に含まれていない場合）のリスト。」⁽¹⁷⁾ 上記の構造は、後述の EU 命令第 10 条にしたがったものである。

かかる構造に関連させて、さらにシュミットは確認の付記の個別化について述べる。「確認の付記の個別化は、特別に重要な監査上の事実関係（いわゆる KAM）ならびに許可されたサービスおよび禁じられたサービスについての説明とリストの作成の中に現れる。当該サービスは決算監査の他に決算監査人によりもたらされたものである。」また一方で、「監査判断は、将来、最後ではなく、ずっと手前に現われる。しかし今後も、言明の明瞭性と理解可能性を確実にするために、定型文言により表現されるのである」⁽¹⁸⁾と。

以上のように、確認の付記は今後、構造上、個別化と定型文言による監査判断によって特徴づけられるのである。

3. 3. 2 内容

シュミットはいう。「確認の付記に結びつけられている課題は、基本的に、KAM に関する報告について挙げられた義務および決算監査人の独立性において存在する情報からもた

らされる」⁽¹⁹⁾。つまり、KAM と独立性の報告が内容上の検討すべき事項である。さらに、「これから先の課題は、どの程度の報告部分が、全ての法律による決算監査のため、または EU における定義により公共の利益にかかる企業のみのため、公表されるべきなのが問題となる。すなわち、かかる観点は、これから先の詳述の中心となる」⁽²⁰⁾。以上のように、報告すべき課題と併せて対象となる決算監査の範囲が問題となるのである。

それでは、KAM、そして独立性の順に課題を検討していく。

3. 4 課題

3. 4. 1 監査上の主要な事項

シュミットは ISA に注目して次のように述べる。「ISA 700（改訂版）により将来上場企業（資本市場指向企業）により報告されるべき KAM は、国際監査基準（ISA 701.8）により、次のとおりである。

「監査上の専門的な判断において、当期間の財務諸表監査において最も重要な事項である監査上の主要な事項は、ガバナンスに責任を有する者とコミュニケーションを行った事項から選択される。」

それらは、確認の付記の読者に、決算監査人の監査上の重点における洞察を与えるべきであり、同時に監査判断をよりわかりやすく行うべきである」と。

続けて EU 命令に注目する。「EU 命令の決算監査に関する第 10 項において、最も重要であると判断された「重要な虚偽報告のリスク」の記述に関する義務がある。かかる義務は、全ての PIEs を包括し、そのため ISA 700（改訂版）の適用領域を超えているのである」⁽²¹⁾。

シュミットは両者について次のようにいう。「比較してみると、義務の状況は同じように表現されていないことを示している。つまり、EU の規範は、会計報告の虚偽表示から導かれたリスク（Fehlerrisiken）の部分集合に焦点を合わせている。これに対して、ISA は、監査役会あるいは監査委員会と話し合われた最も重要な事実関係に焦点を合わせているのである」と。つまり、EU 命令と ISA 701 とでは異なる観点から表現されているのである。そして次のようにいう。「ISA は、どのように KAM を確定しなければならないかについての記述を含んでいる。しかし、それは結果として、決算監査人の視点から報告されるべきことの決定は、彼等の監査上の判断の中にあることに変わりはない。EU 命令において言及されている最も重要な虚偽表示のリスクの他に、監査証拠の獲得にあたり困難になった、あるいは監査戦略の重大な変更に至ったという事実関係が問題になるのである」⁽²²⁾ と。シュミットは重要な虚偽表示のリスク以外の特定の事実関係を KAM とするか否かについて問題としているように思われる。

さて、以下においてシュミットは、検討すべき事項を指摘する。まず KAM の特定である。「KAM についての報告に関連して、最初の報告は、つまりその特定である。その場合、決算監査人は、意図せずに委任者の監査済会計報告を通じた案内人の役割に到達すべきではなく、また被監査企業の情報統治権（Informationsohoheit）を無視すべきではない。これに

加えて、決算監査の過程の中で、将来は、法定代表者と監督機関との調整が期待されなければならないだろう」と。

さらにシュミットは続けていう。「KAM の特定の後に、それについてどのように、またどのような詳細さで報告しなければならないかについての問題がある。それには、当該報告から KAM が問題となっている理由付けが認識でき、また事実関係が監査に向けられた方法の記述が認識できることであるという期待がある。しかしこの場合、正規の表現 (Abbildung) についての独自の判断は避けるべきだろう」⁽²³⁾。KAM の記述について、いかなる表現が正規なものかを独自に判断することについて、シュミットは否定的である。

そのほかの問題点として、時の経過による標準化と個別化の矛盾が指摘されている。すなわち、「時の経過において、目的適合的な企業の個別の情報を伝達するという課題もある。ある年から次の年へと、また類似の性質をもっている事実関係の場合にはある企業から他の企業へと、KAM の記述を標準化することは、個別化という目標設定と矛盾するだろう」と。そして、イギリスやオランダの先行例からシュミットは次のように述べる。「既に公表されている新しい確認の付記における比較は、個別化について、KAM の数に関しても、その記述についても、高い程度を示している。KAM を詳細に記述することは、時の経過の中で、認めうる確かな傾向である。一部では、ISA と EU 命令の規定を超えて、コンツェルン決算監査の重要性および組織についての報告が行われている（たとえば、外国のコンツェルン企業およびその監査の場合に、コンツェルン決算監査人が参加した回数である）」⁽²⁴⁾。

KAM の数の多さおよび記述の詳細さという傾向が顕著であることを確認したうえで、シュミットは結論的にいう。「IDW にとっては、KAM のためのどのような具体的な説明を改訂監査基準 (IDW PS 400) に与えられるかという問題がある。その場合においても、報告の個別化の要求がなによりも中心を占めなければならない」⁽²⁵⁾ と。商法典第 322 条に規定される確認の付記の実務指針たる IDW PS 400 の改訂が予定されていることがシュミットにより確認できる。また彼がいうように報告の個別化がどのように基準化されるか、ドイツの実務的対応が注目されるのである。

3. 4. 2 独立性についての表明

独立性についての表明について、シュミットはいう。「新しい確認の付記は、決算監査人の独立性について的一般的な表明の他に、決算監査に関する EU 命令の第 10 条により、決算監査人は、EU 命令の第 5 条による許容されないサービスを何ら行わなかったことについての表明も含むことになる。しかし、ここで一見して簡単なように思われることが、個々のケースにおいて一筋縄ではないのである」と。その例として次のように述べる。「たとえば決算監査人のネットワーク・メンバーによる被監査コンツェルンのヨーロッパ子会社の場合、重要ではないが、許されていない助言サービスが行われたことが確認の付記の付与の直前に判明した場合、どのように対処すべきであるか。上記の表明は誤解および資本市場側における予期せぬ反応をもたらし得るのに、表明は制限されなければならないのか、あるいは制限されてよいのか。制限は確かに過度であろう。しかし、それはこれまで未解

決の法的および法律効果の問題である」⁽²⁶⁾ と。

さらに続けて、独立性について述べる。「EU 命令の第 5 条も第 10 条も、サービス業務の禁止に関する考え方される特定の違反の重要性について詳細な考査を定めていない。このテーマの取扱いのための実際的な方法は、国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) の倫理規範に含まれている、独立性条項に対する違反の取扱いのための行動規則の適用にあるかもしれない。これらは、委任者の監督機関を取り込んだ事実関係の分析を考慮に入れ、また違反と同様に決算監査人の独立性が確保され得る適切な措置を監督機関が与えられるかについての法定をみている。これが事実そのとおりであり、必要な措置が実行に移された場合、確認の付記は付与される。この場合、EU 環境において、同様に、確認の付記は、上記の表明を含めて、付与されることができるべきである。個々の事実関係に依存して、確認の付記において、違反が指摘されなければならないだろう。これは、基礎を成している事実関係の決定の重要性を背景にして、受け手のために解決されなければならないだろう」⁽²⁷⁾ と。独立性違反の対応および独立性確保の措置の必要性が述べられている。

3. 4. 3 確認の付記の統一性

シュミットは確認の付記の統一性についていう。「職業身分およびドイツの立法者にとってのひとつの大きな課題は、確認の付記のための新たな諸条項は全ての法定決算監査に適用されるかという問題である。決算監査改革法 (AReG) において、PIEs の確認の付記のための EU 諸条項は、一対一に、公共の利益にかかわらない企業（以下、Non-PIEs という。）の監査に転用されるものとするという商法典第 322a 条が定められている。これは決算監査の統一性を要求するよう求められているのであり、確認の付記もその一つに数えられるのである」⁽²⁸⁾ と。AReG の参事官草案の段階では、EU 命令の Non-PIEs への転用が提案されているのである。

さらにシュミットは次のようにいう。「ISA は、EU 命令とは異なり、上場企業（資本市場指向企業）の監査の場合にのみ、義務的に KAM についての報告を定めている。しかし同基準は、資本市場指向ではない企業においても確認の付記において KAM について任意に報告がなされてよいことを明確にしているのである」⁽²⁹⁾。KAM は資本市場指向ではない企業にも適用可能なのである。

シュミットはいう。「PIEs 領域における受け手の情報欲求は、Non-PIEs 領域の受け手とは大いに異なるという考慮が、国際的およびヨーロッパの規範の基礎を形成している。Non-PIEs 領域において共同出資者 (Gesellschafter) および潜在的投資家は、会計報告についても決算監査についてもたいていはさらに先に進んだ情報の機会を有しているのに対して、PIEs 領域における確認の付記の受け手は、一般に確認の付記における情報を頼りにしているのである。また、こうした情報ギャップは、KAM についての報告により、少なくとも部分的に終結することが重要である」⁽³⁰⁾ と。ふたつの領域で情報欲求が異なることは注目すべきである。そして、とりわけ PIES において KAM による情報ギャップの終結が期待されるのである。

最後にシュミットは内部用の長文監査報告書（Prüfungsbericht）に言及する「ドイツにおいては、内部用の長文監査報告書における監査の重点に関する報告に関連して、KAMは監査役会および監査委員会に伝えられることが考慮されなければならないだろう。すなわちこれは、Non-PIEsにおける被監査企業の監督機関の職責および情報欲求を考慮すれば好ましいだろう」⁽³¹⁾。シュミットはNon-PIEsにおける内部用の長文監査報告書の役割を重視し、そこにおいてもKAMによる伝達が必要としているのである。

4. 展望

さて、シュミットは、以上のまとめとして、展望を含めて次のように述べている。「確認の付記についての新たな諸条項は、確認の付記の言明能力の改善及び決算監査の信頼性の強化をもたらすだろう。しかし、それに伴って現れる課題は過小評価されではならない。そのため、新しい条項のいくつかは、本来の目標設定に反して期待ギャップの拡大という結果にもなる。典型的には、被監査企業が決算書、状況報告書及び確認の付記といっしょに公表する情報に決算監査人が従事した結果の報告についての、これまで言及していない義務を指摘できる。つまり、とりわけ監査されたのではなく、監査人が単に批判的に読んだ業務報告の部分である。ここで、予め表現が慎重に選ばれたとしても業務報告書との関連で、決算監査人の義務についての誤解に至ってしまうのである」。

決算監査の信頼性の強化が期待される一方で、同時に現われる課題が提示されている。シュミットはさらに、続けていう。

「KAMの確定と表現は、来年において、決算監査人が委任者およびその監査委員会と議論する時期があるだろう。また、経済監査の実践の品質を確保する範囲は、新しいリスク分野 KAM に従事する十分な資源が存在しているかについて考えをめぐらさなければならないだろう」⁽³²⁾と。そして、次のように締めくくっている。

「しかし、全体として、確認の付記のための新しい諸条項は、リスクと計測不能な影響を明らかに乗り越え、また新たな確認の付記は、決算監査の有意性（Relevanz）に明らかに積極的な影響を与えるだろう」⁽³³⁾。

III 決算監査人の報告に関する EU 規制の転換の状況

次に、連邦司法・消費者保護省(BMJV)の参事官トーマス・ブレーインク(Thomas Blöink)による講演「決算監査人の報告に関する EU 規制の転換の状況」により、立法者の観点から 2015 年 3 月 27 日付の AReG の草案による確認の付記の状況をみていく。⁽³⁴⁾ ドイツ商法典はこれまで、統一のとれた確認の付記の原則を追及しているのであり、決算監査の EU の改革に伴い、かかる原則に固執すべきかという問題が新たに提起されたのである。⁽³⁵⁾

1 決算監査人のコミュニケーションのための規範の新規制に関する欧州の枠組

ブレーインクはいう。「決算監査の規制の改革のための 2014 年における EU レベルでの長い議論を終結することができた後、今、加盟国は欧州の規範を国内法に転換するための課題を前にしている。これは第 1 に、とりわけ確認の付記に関する新たな基準を伴う改訂された決算監査人指令⁽³⁶⁾を実行に移すことを含んでいる。さらに進んで、ドイツ法は、公益の利益にかかわる企業の決算監査のための新たな命令⁽³⁷⁾は、直接的に適用することができることに合わせなければならない。連邦司法・消費者保護省は、2015 年 3 月 27 日に、決算監査の実体法上の規範をとりわけ商法典に転換するために、AReG の草案を公表した。州および連合は、2015 年 6 月 5 日までに、当該草案に対する態度を表明するよう要請されたのである」と。

以上のように、決算監査に関する規範の新規制に関する欧州の枠組を前提にして、ブレーインクは、最初に欧州の改革の始まりに目を向ける。「欧州委員会は、2011 年における決算監査の改革のための当該委員会の包括的な提案により、決算監査人のコミュニケーションの改善を目指した。これに加えて、当該委員会は、一非監査給付に関する追加の限度の導入およびいわゆる外部ローテーションについての義務の導入からは独立して一決算監査とその結果についての報告のための決算監査人の義務を相当に拡大する提案を行ってきた。それについて、決算監査人は、決算監査がどのように具体的に計画され、どこに特別な重点が確定されたかについて、より以上に表現すべきとされたのである。当該委員会は、この相当な拡大を、依然として存在する期待ギャップにより根拠づけている。審議の進行において、決算監査の諸提案は、新しい「追加の報告」における要素の変化により一部は、委員会の草案に対して変更された。しかし、決算監査人のコミュニケーションの改善に到るべきことに一貫して反論の余地はなかった。結果において、段階をつけたコミュニケーションのシステムは原則的に変わりない」⁽³⁸⁾。決算監査人のコミュニケーションの改善が追求されてきたことが確認できる。また、ここでの段階をつけたコミュニケーションのシステムについて、ブレーインクはいう。

- 「1. その場合、確認の付記は、決算監査の結果の情報を伝える中心的な手段を形成する。
2. 新たな「追加の報告」は、（ドイツの法律における内部用の長文監査報告書のように）企業内部の監督機関、とりわけ監査委員会および監査役会の情報の中心として役立つ。
3. 監督官庁、たとえば銀行監督に追加の報告は役立つ。それを用いて、決算監査人は、決算監査からの認識をより詳しく、より早期にコミュニケーションしなければならない」。

以上のように欧州委員会が開発してきた「追加の報告」は、確認の付記による決算監査の情報伝達を中心に据え、企業内部の監督機関とのコミュニケーションおよび企業外部の監督機関とのコミュニケーションに役立つとの指摘は注目すべきである。

2 欧州規範の転換

ブレーインクはいう。「AReG の参事官草案により、とりわけ決算監査によって、特に商

法上の決算監査の規範は、EUに基づき改正され、適度に開発される。その場合、構想上可能な限り、現存の構造の中にはめ込まれるのである」⁽³⁹⁾と。欧州規範の転換に際して、商法上の決算監査の規範の構造に自体に変化はないことが明言されている。以下、EU規範のドイツの国内法への転換の状況を具体的にみていく。

2. 1 内部用の長文監査報告書

ブレーインクは内部用の長文監査報告書について、次のように述べる。「確認の付記の領域の変更とは独立して、商法典第321条による内部用の長文監査報告書に関する規定の永続的な有効性が指摘されるべきである。AReGの参事官草案は、内部用の長文監査報告書の規範を守り抜き、簡単な調整のみを行っている。このほかに、命令は「追加の報告」についての規定に関しては、PIEsの決算監査に適用される。それによって、参事官草案は、全ての法律による決算監査について、コミュニケーション方法の確かな二分——一方では内部用の長文監査報告書、他方では確認の付記一を守り抜くのである」⁽⁴⁰⁾と。決算監査に関するコミュニケーション手段たる内部用の長文監査報告書と確認の付記の二分の堅持という立法者による表明は、ドイツにおける監査報告制度を考えるにあたり、極めて重要であるといえる。

2. 2 確認の付記

内部用の長文監査報告書に対して、AReGの参事官草案は、より広く、確認の付記の商法典上の新規定に取り組んでいる。

2. 2. 1 商法典第322条の改正

ブレーインクは次のように述べる。「まず、提案された改正は、改訂された決算監査指令の第28条の規定を商法典第322条に転換する。その場合、付記の書式の明確な承認といったもの、共通の監査のための具体的な言明ならびに署名の規定が問題となる。またこの規定は、PIEsに適用される。新しい決算監査命令の第10条第1項は、確認の付記は第1に改訂された決算監査人指令の第28条の規定を満たさなければならないと明確に確認している。そこから、これらの企業には、いずれの場合においても、本命令の第10条の義務のプログラムが直接に適用されるのである」⁽⁴¹⁾と。EUの決算監査指令の第28条が規定する確認の付記の書式等の規定は、決算監査命令の第10条と併せてドイツのPIEsに適用される。

2. 2. 2 新しい商法典第322a条草案

次にブレーインクは、新しい商法典の草案について次のようにいう。「草案はさらに進んで、新しい商法典第322a条を規定している。そのため、PIEsの場合の確認の付記に関する諸規定はその他の企業の決算監査に転用されるだろう。その企業は、すなわち、監査の義務が課されており、公共の利益にかかわらない企業である」。続けてブレーインクは、「そこから草案は、商法典第322条を超える報告を要求している」⁽⁴²⁾と述べ、提案された同条を示している。

1. 誰によって、または決算監査人のどの組織によって伝えられた報告か。
 2. 決算監査人の任命の日付の報告および中断された全体の委任期間の報告、既に生じた延長および更新された任命を含む。
 3. 監査判断の根拠付けについて
 - a) 決算書における重要な虚偽の記述に関して最も重要だと判断されたリスクの記述
 - b) 記述されたリスクに対する監査人の対応の要約
 - c) 場合によっては、記述されたリスクに関して明らかになった重要な確認事項
- その場合、年度決算書およびコンツェルン決算書における対応する報告がはっきりと指摘されなければならない。これは、それらが、記述された個々のリスクについての情報に関連している場合である。
4. 不正を摘発するために、決算監査が適切であるとみなされる範囲の説明
 5. 監査判断は、監査報告書と一致していることの確認
 6. 第 319a 条と関連して命令 (EU) の第 5 条第 1 項に従い禁止されている非監査給付が何らもたらされなかつたことの説明および決算監査の実施の際に被監査企業からの独立性を自覚してきたことの説明
 7. 決算監査人により被監査企業のためにまたは子企業のために決算監査に付加してもたらされた給付の報告および年度決算書またはコンツェルン決算書の中においておよび状況報告書またはコンツェルン状況報告書の中で挙げられていない給付の報告

(出所) Blöink (2015), S.43.

草案の商法典第 322a 条は、命令第 10 条の規定を忠実に反映したものである。すなわち、同条の新設によって、Non-PIEs についても PIEs に求められるのと同様の確認の付記とするのである。このような統一された確認の付記に関する考え方を次の 3 節で考察する。

3 確認の付記における決算監査人に関する報告義務

まずブレーインクはいう。「確認の付記における決算監査人に関する報告義務の提案された拡大は、「統一された確認の付記」というこれまで保たれてきた基本方針に従う。同時に、決算監査人の内容に関する言明はさらに開発されるべきである」⁽⁴³⁾ と。統一された確認の付記という基本方針が前提にあることが確認される。立法者がいうこの観点に関してさらに進んでみていこう。

3. 1 確認の付記の統一性

確認の付記の統一性について、ブレーインクは次のように述べる。「草案は、司法・法律関係の交流 (Rechtsverkehr) は、統一的な確認の付記に基いて可能となるべきであるという考えに基づいている。そのため公共に対する決算監査人のコミュニケーションの中心要素は問題ではない。すなわち An audit is an audit という原則によってこれを言い換えてよいかもしない。この背後には、決算監査人は、確認の付記に伴い報告様式 (Berichtsformat)

を受け取るのである。かかる報告様式は、報告の構想に関して企業によって異なることはないという基本的考え方が背後にある。これは、決算監査人の業務の信頼性だけでなく、年度決算書の信頼性も強化する。第三者一例えば監査される企業の潜在的な契約の当事者、実際の債権者ならびに従業員一にとって、確認の付記は、年度決算書についての追加の情報を提供する」⁽⁴⁴⁾と。つまり、確認の付記は、統一的な報告様式を前提にしており、それによって決算監査人の業務と決算監査の信頼性が高まるのである。

3. 2 確認の付記のリスク「2つのクラス？」

さらにブレーインクはいう。「しかし、確認の付記に関する異なる義務の規範は、決算監査の結果の異なる利用という結果になる。もっぱら確認の付記だけは利用できるが、例えば、前述のいわゆる KAM についての言明が利用できない第三者は、PIEs と同じ程に、決算監査が集中的に実施されなかつたのではないかと疑問に思うかもしれない。そこから、確認の付記は、公衆およびとりわけ関心のある第三者に対する当該言明なしには、拡大された確認の付記と同等の価値を持たないだろうという考えを否定できないのである」⁽⁴⁵⁾と。KAM の有無により確認の付記に2つのクラスが生じ、確認の付記に等しい価値が認められられなくなるリスクがあるのである。

3. 3 期待ギャップは縮小するか

ブレーインクはいう。「確認の付記の規範の拡大に関する更なる理由は、Non-PIEs の場合において、拡大されたコミュニケーションによって、相変わらず継続する期待ギャップを縮小することにある。いかなる具体的な期待ギャップがいかなる理由から存在するかは、確かにすぐれて議論の余地はある。いずれにせよ、確認の付記の読者の大多数は、KAM のような追加の規定によって、具体的な決算監査についての新しい情報を受け取るだろう。それによって同時に、決算監査人の具体的な役割はより良く表現されることができるだろう」⁽⁴⁶⁾と。KAM によって、Non-PIEs の場合においても期待ギャップが縮小すると期待されるのである。

3. 4 年度決算書の信頼性の強化

ブレーインクはさらに次のように述べる。「また、確認の付記における具体的な言明は、年度決算書の信頼性を自ら高めることができる。いわゆる KAM を共に指摘する無限定の確認の付記は、企業の言明と評価を支えるのである。その他にも決算監査人は、年度決算書の対応する報告を指摘しなければならないが、商法典第 322a 条の草案はこれをより明確に行う。それに伴って、一般に何ら決算監査人の業務の拡大が現われるべきではないだろう。すでに今日、KAM は、具体化された決算監査において重要な役割を演じていなければならないはずである。そのため、決算監査人にとって費やされることは、限度があるはずである」⁽⁴⁷⁾と。ブレーインクは KAM を含む無限定の確認の付記は、企業の言明と評価を支え

るのであるが、決算監査人の業務の拡大が生じるべきではないというのである。

3. 5 経験の集積

さらに続けてブレーインクはいう。「新しい諸規定は、決算監査人のコミュニケーションの方法の本質的な変化という結果になる。そのため、PIEs の決算監査の始まりに、確かに、例えば確認の付記における拡大された報告の範囲に関して、異なる記述という事態になるだろう。しかし、実務におけるかかる相違は、早急に縮小するだろうし、また行動方法の一般的な基本方針が開発されるだろう」⁽⁴⁸⁾と。すなわち、ブレーインクは KAM の実務指針が開発されることを予想しているのである。

4 要約

以上、ブレーインクの講演にしたがって、決算監査人の報告に関する EU 規制の転換の状況をみてきた。ブレーインクは次のように要約している。「確認の付記は、決算監査人のコミュニケーションの中心手段であり、また自己の業務を記述する目的がある。このため、AReG は、これまですでに詳細な報告を規定している。そのうえ、規定された変更は、証明された年度決算書の読者が、一般的な司法・法律関係の交流において利用可能となる監査上の言明に関する統一された様式を受け取ることを確実にするつもりである」⁽⁴⁹⁾と。立法者はこの段階で、確認の付記の統一化を目指していた。その目的は確認の付記が司法・法律関係において統一的に利用可能となることにある。

IV 討論（1）「公共の利益にかかわる企業（PIEs）の監査における確認の付記の KAM に関する広がりと深さ—討論の結果」

IDW 理事のシュミットと連邦司法・消費者保護省の参事官ブレーインクの講演を踏まえて、2つの討論が行われた。最初は PIEs の監査における確認の付記の KAM に関する討論である。この討論を記録したのは IDW の経済監査士 税理士 ベアトリクス・ライシュ（Beatrix Reisch）であり、各発言を掲げながら、討論の結果を記録している。そのため、ここでは筆者の見解を加えることなく、ライシュの記録（Reisch (2015)）を忠実に跡付けることによって、「PIEs の監査における確認の付記の KAM に関する広がりと深さ」について、議論の推移をみていこう。

公共の利益にかかわる企業（PIEs）の監査における確認の付記の KAM に関する広がりと
深さ—討論の結果

ベアトリクス・ライシュ

1 はじめに

既述のように、EU 命令により成立し、ISA によりもたらされた諸要求は、PIEs の確認の付記における KAM の報告を規定している。EU 決算監査規制の転換のための参事官草案は、他の法的決算監査まで報告を拡大することを意図している。そのため、ひとつの重要なテーマは、かかる持続的な展開を背景にして、将来における PIEs の場合の新しい確認の付記が示す問題である。そのため、IDW シンポジウムのパネルディスカッションの対象は、かかる企業の監査の場合の KAM に関する報告の可能な報告対象ならびに範囲および深さである⁽⁵⁰⁾。

討論に先立ち、登壇者から最初に KAM 報告により追及される確認の付記の個別化は歓迎されるのか、またかかる継続的な展開に関して基本的な懸念があるのかについて意見のイメージが伝えられた。次に、どのように KAM は定義され得るのか、そしてかかる報告について英国およびオランダにおける最初の経験からいかなる推論を得なければならないかという問題が議論された⁽⁵¹⁾。

司会者および登壇者は次の通りである。

司会

経済監査士 税理士 米国公認会計士 クラウス・ペーター・フェルド

登記社団ドイツ経済監査士協会（IDW）の業務執行役会員

演壇者

ラ・イエラ・ベンナー・ハイナッハー

登記社団ドイツ有価証券所有保護協会（DSW）代表業務執行者（stv.），デュッセルドルフ

経済監査士 税理士 シュテファン・フレーリヒ，フランクフルトアムマイン

ロベルト・ケートナー

ダイムラー株式会社副社長，シュツットガルト

博士 ハンス・ペーター・コールハマー

登記社団ドイツ中規模企業監査役協会（ArMiD）理事，ミュンヘン

博士 アクセル・ヴェーリング

登記社団ドイツ保険経済全体連盟（GdV），業務執行者，ベルリン

（出所）Reisch (2015), S. 45.

2 KAM の報告は歓迎されるか

冒頭で KAM の報告は、決算監査人の確認の付記の個別化を表すことが詳述された。それに対して、これまでの定型があり短文の言明は、重要な虚偽があるか否かを超越している。かかる言明は保持されるだろうと言われるが、しかし個々の KAM 報告により重なり合ってはならないと言われる。そこから、登壇者は、更なる展開の有利性を評価するよう求められた⁽⁵²⁾。

討論において、決算監査人の一義的な監査判断の形式の中で、明瞭な言明を活用することが有効だと確認された。確認の付記における KAM の採用による報告の更なる展開は、以下のように、とりわけ監査役会員および投資家の観点から歓迎される⁽⁵³⁾。

KAM 報告の賛成の論拠は、「KAM 報告は監査の中心を強調することによって、また決算監査人と監督機関の議論がこのテーマに集中することを可能にすることによって、監査役会員のための重要な支援となる」が挙げられる。また投資家の観点からは、「決算監査人のノウハウを通して情報が「予めろ過される (vorgefiltert)」」のは、歓迎されるべきである。加えて、「追加の洞察によって、決算監査および監査の方法の理解が、全ての決算書の受け手にとって改善されるといわれるのであり、そこから、決算監査は何を果たすのか、という点に関する期待ギャップの現象が、ある程度解消される」というチャンスが観察される。

しかしそれに対して、「期待ギャップには KAM 報告では対処できないのであり、期待ギャップはそれどころかひょっとすると更に未解決にされる」という意見が述べられた。また、KAM 報告は広く行き渡った期待に対して、経済的状態または企業の財務的健康状態の判断を何らもたらさないだろうし、むしろ個別のケースにおける監査方法の記述をもたらすにすぎないとされた。「監査方法に関する情報が、企業の監督を委託されている監査役会員とは別の受け手にとって、実際に意思決定に関連性を備えているかについては疑わしい」のである。けれども、このような背景事情の下に、「KAM 報告は、ある意味では一面的なリスクの名称を挙げているのであり、それとは逆に、リスクのない領域という意味で、チャンスはテーマとされていない」ことをよく考えなければならない。その限りでは、監督機関にとっての利用は制限されているとされた。

さらに次の見解が主張された。すなわち、「これまでの定型文言の証明書において、見解が一致して導入された表現によって、決算監査を成し遂げることができたことを明瞭に言葉で表しているのであり、その結果、内容についての統一した理解が与えられているのである」。この点で、KAM 報告の採り入れは、不明瞭な状況をもたらす危険をはらんでいるという。今後数年の間に、受け手の統一のとれた理解が生まれなければならないとされる。

これ以上に出て、「KAM によって、競争に関連する情報が公衆に致し、そのため競争相手にも到達するかもしれない」というリスクが指摘された。企業の内部情報を確認の付記において、またその結果連邦官報において、広範囲に公表することは、企業のき損という結果になりかねないとされる。また、「個性のある確認の付記の表現は、企業と監査人との間の追加の費用および調整の必要の原因となり、その結果として決算の際の監査の遅れを

ひき起こす」と指摘された。

また討論において、「KAM 報告は、株主総会における決算監査人の将来の役割にいかなる影響を持つのか」という問題が投げかけられた。「オランダにおいて決算監査人は次の任務を追加的に負うのである。すなわち、万が一生ずるかもしれない KAM 報告についての再照会に株主総会において応じる任務である」と報告された。これはドイツにおいてもそのように定められているか、あるいは事実上これに基づいた結果になるかは疑わしいとされる。これに加えて、これは株主の観点からはむしろ望ましいといえる。その理由は株主は目下のところ、決算監査人を自らの体験から知ることはできないのであり、そのためその選出はいわば匿名に等しく行われるからである⁽⁵⁴⁾。

3 監査上の主要な事項とはなにか

冒頭で 2 つの問題について確認された。すなわち、「KAM 報告に関する議論において全体として重大な課題は、形成すべき KAM の定義であり、その理由は、EU の規範も ISA もこの問題に対して解答を示していないからである」。それは一方では、虚偽表示リスクの部分であると言われ、また他方では、監査役会と議論された事実関係の部分であると言われるのである。このため、登壇者は、自己の意見を求められたのである⁽⁵⁵⁾。

KAM の定義付けについて、討論において、とりわけ、EU 命令における表現に注意が喚起された。すなわち、KAM は、重要であると判断された、重大な虚偽表示の記述であると定義される。それによれば、「決算監査人により判断された虚偽表示リスクのうち、どれが最も重要な虚偽表示リスクであるかという問題にすぎない」という。尺度として、ここで、「いかなる虚偽表示リスクを監査は実際に打ち出してきたか」をよく考えてみてもよい。また、「定義に従い、KAM についての報告は例外ではなく、いかなる監査においても最も重要な虚偽表示リスクは存在し、その結果、確認の付記で取り上げなければならない」ことが確認された⁽⁵⁶⁾。

監査上の重点としての KAM が理解されることは、「KAM は、すでにこれまでなされてきた、決算監査人の監督機関への報告から導き出される」という発言により支持される。「KAM は、かかる報告の抜粋といったものであるべきであり、決算書および状況報告書からの内容の複製 (Duplizierung) であるべきではない」ことが強調された。さらに「これに従えば、報告は、監査役会員およびマネジメントにとっては内容上の改革ではない。もっとも、マネジメントと監査役会員は、確認の付記の公表についての義務に基いて、報告に影響を及ぼすというより大きい関心を持つかもしれないことが予期される」と補足された⁽⁵⁷⁾。

これとの関連で、委任者と監査人との調整についてのプロセスに関する費用が指摘された。これはとりわけ、「AReG の参事官草案において定められているように、PIEs についての KAM 報告の義務を、法定の監査義務を負う全ての企業まで広げる場合である」。すなわち、「大規模コンツェルンにおける最初の考察は、確認の付記がドイツ工業規格 A4 サイズで約 10 から 13 頁という結果になっているであろう」ことを示している。とりわけ子企業

を多数持つコンツェルンの場合に生じるこのような費用の他に、「受け手は、個別決算書およびコンツェルン決算書の間の KAM 記述の不一致を胸にいだくのではないか」という問題が設定された。たとえば、「IFRS によるコンツェルン決算書は、商法典（HGB）により作成された親企業の個別決算書とは異なる KAM を内容として含むということを基礎に置くだろう。たとえば、IFRS により作成されたコンツェルン決算書に対する確認の付記においては、減損について報告されるかもしれないが、これに対して、HGB により作成された個別決算書に対する確認の付記にでは、最低価値原則（Niederstwertprinzip）がテーマとして扱われるだろう⁽⁵⁸⁾。

そのほかに「ある程度まで、特定企業についての KAM の遵守が期待されなければならぬ。たとえば、保険業界における利子構造の曲線の重要性のような特定の産業に特有な諸要因に関係する」ことが確認された。

ここから「問題点を構造化して議論するために、職業団体と企業または諸連盟との間の対話において、KAM の体系化を行うことは意味があるか」という問題が明らかになる。例えば、経済界全体、部門または個別企業の実状により優先的に特徴付けられる諸テーマの間で区分できるかもしれない。たとえば、不況時において、「のれん」の実質的な価値の再チェックは好況時よりも、より高い注意が規則的に必要とされるかもしれない⁽⁵⁹⁾。

KAM の事前の体系化について、「証明書の個別化を意図したかかる提案は、KAM が常に企業に特有の観察からもたらされることと矛盾し、そのうえ無視している」との反対意見が述べられた。たとえば、「のれん」の考察は、対応する重要な貸借対照表項目が存在するであろう企業にのみ重要であるとされるのである⁽⁶⁰⁾。

EU の規範は、KAM についての報告およびこれに基づく対応の他に、KAM についての重要な確認事項が報告されなければならないことを定めている。そのことから、「これ（重要な確認事項）は、KAM に対して部分的に判断を下さなければいけないというように理解しなければならないのか」について議論された。これは、「それ（この問い合わせ）はこの規範からは明らかにならない」という反対意見が述べられた。最終的に、「決算監査人による、全体の決算書および状況報告書についての言明（意見）を内容とする」総合的判断が要求されるとされた。何が要求された確認事項と理解されなければならないかは、この討論において未解決のままであった⁽⁶¹⁾。

この討議において、すなわち、「確認の付記の明確さとわかりやすさを損なわず、受け手にとっての付加価値をもたらす的確な表現を達成するため、KAM 報告の程度は最も重要なテーマに限定すべきである。」との見解が一致して主張された。また、これとの関連で、「この報告はそこにその限界を有しているはずである。その限界は、企業の競争的状況が侵害されるものである」ことが再度指摘された⁽⁶²⁾。

4 外国における KAM 報告の最初の経験からの推論

「英国とオランダにより、既に 2 年間、確認の付記に KAM が採り入れられている」こ

とが報告された。財務報告カウンシルの分析評価によれば、第1年度を第2年度と比較して、報告においてわずかな収斂しかみられなかつたという。傾向として、より詳細にテーマが報告されているという。また、「異なる監査会社が、KAMの取り扱いに関する様々な戦略を追及するだろうことが明らかになる」という。そこから「KAMは経済監査会社のマーケティング手段となり得るか、それによって競争上の優位性が生み出されるのか」という問題が提起される⁽⁶³⁾。

英国およびオランダからの経験を、目下のところ2年間に限定している考え方の進め方に異議が唱えられた。そこから、「その後の何年かの間に、これから報告についてのある種の標準化が始まるかもしれない」ことは除外できないとされる⁽⁶⁴⁾。

またそれに対して、「KAM報告は、決算監査人にとってはチャンスであるとされる。そのチャンスとは、さもなければわずかな機会しか存在しない公衆において、革新的であるとわかるチャンスである。」との見解が主張された。しかしこの場合、既に事前の問題設定について議論したように、報告の範囲に関しては、ある程度の長さが認められるべきとされる。ここでは、ドイツ標準規格のA4サイズで4ページから7ページの長さを持つ、英国とオランダで公表された確認の付記が基準値として使われることができるかもしれない⁽⁶⁵⁾。

「英国においては既に確認の付記の競争が際立っている」と報告された。そこから、企業の決算書に最高の確認の付記ではなく、より劣って位置付けられた確認の付記が与えられた場合、それは企業にとっていかなる影響があるかについて、最終的に議論された。議論の中で、「第1報告年度において、KAM報告の利用に関しての誤解が考慮されなければならない」ことが確認された。それは、「専門知識に乏しい受け手は、例えば、年度決算書の判断がKAMの数または確認の付記の長さに頼って行われた」ことを根底に置く。この場合、例えば、多かれ少なかれ、KAMは積極的に評価されるのか否かが問題であるとされるのである⁽⁶⁶⁾。

「かかる誤解は教育と情報によって対処される」ことを目指して努めることは、全てのステークホルダーの課題とみなされる。「企業は監査を受け、それによって会計報告の信頼性が高められるべきである」ことが守られるべきとされた。それゆえ、確認の付記は決算監査人の宣伝手段であるべきではなく、また企業の報告の場に歩み寄るべきではないとされるのである⁽⁶⁷⁾。

5 要約

議論の要約として、確認の付記にKAMを取り入れることによる報告書の更なる発展は歓迎されることが確認された。追加の情報に主として、特に監査役会員である受け手にとって付加価値が認められるからである。決算監査人にとっては、一方で、確認の付記の個別化により革新をもたらすことを見せるためのチャンスであると見られる。しかし他方で、委任者との調整から生じる追加の出費が指摘される。またかかる出費は企業にとって解決すべき課題を意味するとされる⁽⁶⁸⁾。

また、KAM の報告について、企業の競争に関する情報を公衆に届けさせるわけではないことが注意される。それに加えて、公衆は新しい情報をどのように扱うかが問題となる。すなわち、KAM 報告により期待ギャップを終結させることができるか否かは、まだその到来を待たなければならない。けれども、場合によっては、決算監査人の行動についての理解が改善されるとされる⁽⁶⁹⁾。

議論において、KAM は主として、決算監査人がこれまで既に口頭および文書により、経営陣および監督機関に報告してきたことの部分集合（Teilmenge）とみなされるのである。KAM の標準化は、報告の目標設定に反するかもしれない。例えば部門に特有な諸要素を前提とした決められた企業の場合にあてはまるという意味で、特定のクラスタの形成が一方では期待される。何を具体的に、EU 命令により定められた KAM に対する確認事項と理解するかは未解決のままである。これを部分的な監査判断と理解しなければならないか否かという、なお職業団体により明らかにすべき問題が、引き続き存在するのである⁽⁷⁰⁾。

「付加価値をもたらすためには、KAM 報告は、簡にして要を得なければならず、また最も重要なテーマに限定されなければならないのである」という意見の一一致を見た。すなわち、確認の付記は、決算監査人のマーケティング手段であってはならず、企業の報告で代用してはならないとされるのである⁽⁷¹⁾。

V 討論（2）「PIEs と Non-PIEs の場合に確認の付記において統一した報告が必要か—議論と結果」

討論の 2 番目は、PIEs と Non-PIEs において、確認の付記において統一した報告が必要かという議論である。この討論を記録したのは IDW の経済監査士 税理士 ニコラ・ペンクウィット (Nicola Penkwitt) であり、討論の 1 と同様に各発言を掲げながら、結果を記録している。そのため、ここでも筆者の見解を加えることなく、ペンクウィットの記録 (Penkwitt (2015)) を忠実に跡付けることによって、上記議論の推移をみていく。

PIEs と Non-PIEs の場合に確認の付記において統一した報告が必要か—議論と結果 ニコラ・ペンクウィット

1 はじめに

既に述べたように、連邦司法・消費者保護省 (BMJV) は、2015 年 3 月 27 日に公表した、AReG の参事官草案において、確認の付記についての EU 命令の規範となる範囲を提案した。かかる基準範囲は、ヨーロッパの立法者の考えにより、もっぱら公共の利益にかかわる企業（公共利益企業—PIEs）に適用されるが、公共の利益にかかわることのない企業の法定決算監査にも転用されなければならない。AReG の i.d.F の商法典第 322a 条により、Non-PIEs の監査に関する確認の付記は将来追加の報告を含まなければならない。とりわけ、

- ・決算監査人の任命について（任命に関する管轄、任命の日付、中断された期間の全体、既に行われた延長および任命の更新を含める。）
- ・最も重要であると判断されたリスクについて（記述、監査人の対応の要約および場合によつては、重要な確認事項）一簡潔に重要な監査事項またはKAMと呼ばれる。一ならびに、
- ・禁止された非監査サービスの実施がなされず、また、決算監査人は自己の独立性に気づいていたことの説明。

新たに採り入れられた商法典第322a条によって、立法者は、全ての決算監査に関して統一した確認の付記といった原則に固執するつもりである⁽⁷²⁾。

IDWシンポジウム「新しい確認の付記—実務はどれ程の情報を必要とするか？」の第2のパネルディスカッションと全体ディスカッションは、決算監査人の確認の付記における報告は、PIEsとNon-PIEsの監査の場合に一とりわけ前述の報告に関して統一的であるべきか、という問題であった。とりわけ、結果はBMJVに、AReGに関する更なる立法手続きのきっかけをつくるべきであるとされる⁽⁷³⁾。

討論は、Non-PIEsの監査の場合に、確認の付記におけるKAMについて追加的な情報は支持されるか否かという問題に取りかかった。選択肢として、Non-PIEsの監査の場合にKAMを報告するためには、受け手指向の内部用の長文監査報告書は、より適切な手段になり得るか否かについて論究された。最後に、確認の付記において、任命期間および禁じられた非監査サービスの非実施についての報告は、PIEsおよびNon-PIEsの場合において同様に統一的であるべきか否かが議論された⁽⁷⁴⁾。

司会者および登壇者は次の通りである。

司会

経済監査士、税理士、教授、博士、ベルント・シュティッビ

登記社団ドイツ経済監査士協会(IDW)の会計報告と監査の専門指導者、デュッセルドルフ

登壇者

経済監査士、税理士、RA 博士、アレクサンダー・ビューヒェル、ミュンヒエン

博士 ハンス-ペーター・コールハマー

登記社団ドイツ中小企業監査役会(ArMiD)、ミュンヒエン

博士 マティアス・ミュラー

ドイツ労働組合総同盟(DGG) 同盟代表者の財務部門指導者、ベルリン

経済監査士、税理士、ミハエル・プレスケ、ハイデルベルク

経済監査士、税理士、イングマール・レーガ、フランクフルトアムマイン

教授、博士、ディーター・トルキウス

登記社団同族企業の会計法の発展に協力するための団体（VMBF）の議長、エアレンゼー

（出所）Penkwitt (2015), S.49.

2 Non-PIEs の場合の確認の付記における KAM 報告の賛否

AReGにおいて予定されている確認の付記の統一化を前にして、登壇者たちは、Non-PIEs の場合の確認の付記における KAM についての将来の報告に関する自己の評価をたずねられた⁽⁷⁵⁾。

始めに「決算監査ならびに決算監査人の口頭と文書による監査役会への報告は、ヨーポレート・ガバナンスの大黒柱 (tragende Säulen) である」ことが指摘された。確認の付記は、例えば、監査役会における従業員代表者の観点からは、単に監査の結果についての「公証人役場のスタンプ (Notariatsstempel)」にすぎないとされるのである。他のステークホルダーについてみると一例えは株主、経営協議委員会 (Betriebsrat) および納入業者は、内部用の長文監査報告書に近づけないが、その代わりに確認の付記は重要であるとされるのである。これらのステークホルダーには、企業の監査に関する信頼できる情報が存在することが重要であるとされる。しかも、企業は資本市場指向であるか否かには左右されない。そのため、これとの関連で、「確認の付記の統一性が何よりも重要であるべきである」ことが強調される。すなわち、区別が不自然であれば、規範の階級、場合によっては企業の複雑性が事実に即しているといわれる。

それに対して、主として Non-PIEs の確認の付記における KAM の報告は、とりわけ、PIEs と Non-PIEs のステークホルダーの異なる情報欲求を理由として、促進されないとされる⁽⁷⁶⁾。

第一に、「資本市場指向ではない企業の場合には、確認の付記の証明機能 (Begläubigungsfunktion) はその中心となる機能である」との意見が主張された。すなわち、一例えは、業務執行に関与しない共同出資者、債権者、従業員ならびに重要な顧客と納入業者といった—Non-PIEs の場合の確認の付記の受け手の情報欲求は、PIEs の場合の情報欲求とは異なるとされるのである。Non-PIEs の受け手にとって、情報欲求は、はっきりとした一義的な (eindeutig) 確認の付記によって満たされるとされる。確認の付記は追加の情報により水増しされるべきではないとされる。それにもかかわらず、Non-PIEs の監査に関する確認の付記は、PIEs の監査に関する確認の付記と等しい価値でなくてはならない。第二のクラスの確認の付記というものが必要とされないからであるとされる。しかし、確認の付記は、同質であってはならないとされる。そのため、確認の付記への KAM の採り入れは、例えは、同族企業の場合には、目的にふさわしい (zielführend) とみなされない。また、その機能が債権者である信用機関にとっては、KAM によって拡大された証明書によるより

大きい追加の利益は否定された。これに関して、「顧客の公表した数字の信頼性のための基礎として無限定の確認の付記が存在することによって、(自動化された) 支払能力監査プロセス、あるいは信用供与プロセスが開始されるだろう」というのが基本であるという。引き続いて、深い分析のためには、同様にアクセス可能であるかもしれない、内部用の長文監査報告書が必要にせまられて、起用されるだろうという⁽⁷⁷⁾。

第二に「Non-PIEs のステークホルダーの一部には、PIEs の通常の株主より明らかに多くの情報があるかもしれない」と主張された。すなわち、PIEs の株主は、企業の公表に頼らざるを得ないのが通常である。しかし、Non-PIEs の出資者は、しばしば監査役会又は顧問会 (Beirat) により情報を入手しているだろう。これに関連して、「Non-PIEs の場合には、一場合によっては任意であるが一監査委員会が設置されること、および決算監査人は重要な情報をかかる委員会と意見を交わすことが重要である」ことが指摘される。KAM の情報を公衆に対して明かすことは必要ないとされる⁽⁷⁸⁾。

けれども、この上に、「PIEs と Non-PIEs のステークホルダーの情報欲求は、それほど異なるのであり、実施においては、必ずしも全ての Non-PIEs の出資者にとって、同じ情報が自由に使えるようになっているわけではない」という対立した意見が述べられた。全てのステークホルダーは、等しい情報の機会を持つべきなのである⁽⁷⁹⁾。

さらに進んで、「確認の付記の統一性は、KAM に関して、とりわけ中小企業にとって、競争の点で熟慮すれば、よく考えなければならない」と補足して述べられた。「多くの企業が、決算において公表すべき詳細な情報を理由として、新規株式公開 (Börsengang) を思いとどまる」ことが引き合いに出された。公衆に対する KAM の報告は、かかる緊張関係 (Spannungsverhältnis) を場合によっては高めるかもしれない。しかし、それに対して、「競争という論拠は、株式に相場が付された企業と株式に相場が付されていない企業に一様にあてはまり、KAM についての追加の報告が実際に競争に関係しているか否かは評価できない」という観点が主張された⁽⁸⁰⁾。

数回にわたって、EU の規範は、PIEs と Non-PIEs を明瞭に分けることであり、また KAM に関する企業個別の情報を証明書においてもっぱら PIEs に要求する、という根拠が引き合いに出された。同様に、ISA は株式に相場が付された企業について、決算監査人の付記において KAM の報告を定めているのである。それゆえ、またヨーロッパとドイツのレベルにおける実施された努力を前にして、中小企業の負担を軽くするため、「AReG による商法典第 322a 条について正当性を理由づけることはほとんどできない」との意見が全員から支持された⁽⁸¹⁾。

引き続き主張の根拠が述べられた。すなわち、「一方で、決算監査人は KAM に関する追加の情報を公衆に与えなければならないかという内容上の問題が存在することであり、他方で、実務において、かかる情報はどれ程具体的か、また受け手はかかる情報をどのように扱うか、という取り除かなければならない困難が存在する」のである。敏感な情報の公表に関する議論は既にずっと以前から中小企業において行われてきたが、他方で透明性の

現在の時代において、「決算監査人は継続的にステークホルダー、とりわけ法定代表者および監督機関と決算監査の重要な観点についてコミュニケーションを行う」ことは通常である。かかる透明性は、KAM を使って、確認の付記におけるわずかなページに凝縮されるべきではないとされる。KAM の可能な内容ならびにその意義、とりわけ、これらは会計報告の虚偽表示に基づいていないという認識は、資本市場指向の委任者と集中的かつ専門的に議論されてきたとされる。しかし、かかる議論は、今まで他の委任者と行われてきたとされない。その結果、これにより、KAM についての報告は最初は誤解され、また期待ギャップがむしろ拡大することが予期されるという。目標は KAM についての言明能力のある報告であり、また特定の時間を必要とするとしている。かかる理由から、立法者は最初に PIEs の展開の到来を待ち、Non-PIEs の場合に KAM は報告されるべきか否か、またいかなる形式で報告されるべきかを後に決定するように訴えられるのである⁽⁸²⁾。

3 Non-PIEs の場合の KAM 報告に関する内部用の長文監査報告書の重要性

立法者が、AReG によって PIEs と Non-PIEs の場合の内部用の長文監査報告書における決算監査人の報告を堅持している背景事情を前にして、「監査は一つの監査である」という原則を根本的に疑問視することなく、Non-PIEs の監査の場合に KAM を報告するために、登壇者は彼らの評価が求められた。すなわち、「(場合によってはスリム化された) 受け手指向の内部用の長文監査報告書は、より良い場所あるいはより良い手段であるか否かである。」⁽⁸³⁾

最初に、「公表されない、受け手指向の内部用の長文監査報告書は、Non-PIEs のステークホルダーの情報欲求に基づき、なお PIEs のステークホルダーよりもより重要である」との主張の論拠が述べられた。補足して、「内部用の長文監査報告書は、受け手の範囲が有効に制限された場合、重要な手段である」ことが指摘された⁽⁸⁴⁾。

さらに進んで「とりわけオーナーが経営する小規模な企業は、否定的な意味で KAM により、より強い打撃を受ける」ことが補足して述べられた。すなわち、そこではとりわけ、確認の付記の内容上の過重負担の危険と誤った解釈の危険があるという。その結果、より多くの透明性の願いは、期待ギャップの拡大に至るかもしれないといわれる所以である。企業と親密な関係があるステークホルダー特に、共同出資者、銀行、顧問会、監査役会一にとって、内部用の長文監査報告書は、委任者のフィードバックの観点で、確認の付記に比べて、KAM を報告し、情報の非対称性を取り除くためには、多くの手段となるとされるのである。報告手段(確認の付記または内部用の長文監査報告書)に関して、PIEs と Non-PIEs は区別されなければならないとされる。つまり、監査の品質の喪失はこれに結びつけられていないとされる。補足として、「監査の品質の議論において、しばしば、決算監査の修正機能が判断される。」そのため、例えば、会計上の諸問題および会計上の問題を伴う評価上の諸問題についての議論により、決算における虚偽の報告が、かかる機能により修正されるだろう。証明書と内部用の長文監査報告書は単に決算監査の凝縮物にすぎないとされる⁽⁸⁵⁾。

「内部用の長文監査報告書は、Non-PIEs の KAM 報告のためのより良い報告手段であり、同族企業にとっては、支援された監査役会または顧問会を設置することは有意義である」との見解が幾度かにわたり共有された。特に、かかる委員会にとって、内部用の長文監査報告書は、彼らの任務の遂行のための中心的手段であるとされる⁽⁸⁶⁾。

Non-PIEs の場合に、他のステークホルダー、言い換えれば公衆または例えば納入業者に、引き続き標準化された確認の付記を参照させることは、十分なモデルか否かという補足の問題は、肯定された。拡大された情報欲求と管轄権を根拠として、追加の情報を受け取るべき受け手のための内部用の長文監査報告書の制度は残されているからであるとされる⁽⁸⁷⁾。

フロアーから「KAM の報告により、情報管轄権のマネジメントから決算監査人へのある種の移行が結果として生じ得るかもしれない」ことが補足された。すなわち、これが一般的にどの程度起こりうるかという問題はともかく、そこから、PIEs と Non-PIEs に関する区別は、決して導き出されないという。そのことから、KAM に関する情報は、全ての企業の場合において、内部用の長文監査報告書に入れられるべきであるはずなのである⁽⁸⁸⁾。

4 任命期間および禁止されている非監査業務の非提供に関する統一的な報告の熟考

最後に、登壇者は質問された。すなわち、彼等は、一AReG の提案に対応して一決算監査人が Non-PIEs の監査に際して、確認の付記において、任命期間および禁止されている非監査業務の非提供に関して報告することを支持するか否かである⁽⁸⁹⁾。

登壇者から「我が国の立法者は、監査についての諸要求を資本市場指向の企業と非資本市場指向の企業に厳しく区別している。例えば、商法典第 319a 条あるいは同第 319 条による決算監査人の独立性についての諸要求の場合である」との指摘がなされた。任命期間および禁止されている非監査給付についての PIEs の報告の基礎を成す、決算監査人の独立性の諸要求、とりわけ外部ローテーションならびに非監査給付の許容による問題は、EU のレベルで、集中的、批判的に議論された。つまり、EU レベルで定められた独立性の諸要求において、2 つの報告の要素が、もっぱら PIEs について定められている。確認の付記における、PIEs に対応する報告を、いわば Non-PIEs に関する AReG による商法典第 322a 条を使った抜け道により導入することは、きわめて批判的に捉えられた。そのため、Non-PIEs の場合には、確認の付記における当該報告は重要ではなく、むしろ紛らわしいとされる。結果として、非資本市場指向企業の場合には、確認の付記における KAM の報告はなされるべきであり、任命期間および禁止されている非監査給付の非実施に関する報告は断念されるべきである⁽⁹⁰⁾。

「任命期間および禁止されている非監査給付の非実施についての報告は、Non-PIEs の場合にはシステムにはなじまない (systemfremd) とされ、そのため確認の付記における対応する報告は行われるべきではない」という見解が繰り返して共有された⁽⁹¹⁾。

これに対して、「任命期間についての情報は、PIEs も Non-PIEs についても、例えば株主総会は関心があるかもしれない」との対立意見が述べられた。また、例えば、同族企業

の観点から、確認の付記における任命期間の報告に、特定の情報価値が認められた。しかし、任命期間は法的に指示されてはならないとされる。それは、どれ程の期間決算監査人を任命するかを決定することは、出資者もしくは監査役会または顧問会の任務だからであるとされる。また、決算監査人の助言給付の制限は、Non-PIEs の場合には、目的に応じて取り扱われるべきであるとされる。中小企業の監査役会員の視点からは、「この 2 つの報告要素は、KAM の報告よりも、決定的に重要性が劣る」と付け加えられた⁽⁹²⁾。

フロアーから、「KAM とこの 2 つの報告要素の異なる取り扱いは、適切な方法ではなく、全ての 3 つの観点は、内部用の長文監査報告書に採り入れるべきである」と補足して述べられた⁽⁹³⁾。

5 まとめ

2 つのパネルディスカッションと全体のディスカッションにより、PIEs と Non-PIEs の確認の付記の受け手は、異なる情報欲求を持っており、それによって異なる報告手段が顧慮されなければならない、とのまとめを行うことができる。そのため、ディスカッション参加者の圧倒的多数は、公共の利益にかかわることのない企業の場合の確認の付記における KAM の報告に反対した⁽⁹⁴⁾。

ディスカッションにおいて、一とりわけ、Non-PIEs のステークホルダーにとって一内部用の長文監査報告書の中心となる重要性が指摘された。KAM についての報告は、基本的に有意義となり得ることを考慮すれば、決算監査の品質はPIEs と Non-PIEs とで異なる報告により、負の影響を受けることはなく、内部用の長文監査報告書は、Non-PIEs にとってより良い報告手段とみなされるのである。PIEs の場合の KAM に関する報告を言明能力に富むように形成することについて、不確実性が存在するため、立法者はまずはPIEs の経験を待ち、その後の時期に、Non-PIEs の場合の KAM について報告されるべきか否か、およびその方法について決定するように訴えかけられている⁽⁹⁵⁾。

また、Non-PIEs の場合の確認の付記における任命期間および非監査給付の非実施に関する報告についての義務は断念することが賛成された。非資本市場指向企業の決算監査人の独立性についてのこのような法的諸要求が足りていないため、かかる報告は、システムにはなじまないためとされる。他のディスカッション参加者は、任命期間を確かな情報価値とみなしていた。EU 命令によりもっぱらPIEs に適用される決算監査人の独立性の諸要求、とりわけ外部ローテーションまたは非監査給付の禁止は、Non-PIEs に転用されるべきではないだろうとの意見の一一致があった⁽⁹⁶⁾。

VI 要約と展望

以上が、シンポジウムの講演と討論の全貌である。本章では、全体を要約し、最後に筆者の見解を述べておきたい。

前出のナウマンは、本シンポジウムの目標について次のように述べている。「目標は新しい確認の付記に結びつけられた難しい問題について、広範囲のステークホルダーと対話することである。かかる問題とは例えば、いかにして公衆に、決算監査の意義と目的が伝達されうるか、確認の付記における企業の個々の声明は、期待ギャップの縮小に貢献できるか、あるいは定型文言証明書の賛否である。EU 規制の AReG への国内的転換のためのきっかけを BMJV に与えることができることは開催の更なる目標である」⁽⁹⁷⁾ と。EU 規制の AReG への国内法への転換に際して、IDW としての見解を BMJV に与えることが本シンポジウムにはあったことは興味深い。

記述のように講演において、IDW の中央専門委員会の議長であるシュミットが、最初に新しい確認の付記の背景と挑戦について報告した。続いて、BMJV の参事官であるブレインクが、決算監査人の報告に関する EU 規制のドイツへの転換の現状を報告した。続くパネルディスカッションにおいて、新たな確認の付記の 2 つの中心的テーマが議論された。ここで、2 つの討論について振り返ってみよう。なお、「KAM」の概念は、ISA および EU 命令の諸要求と同義語として使用された⁽⁹⁸⁾。

まず、第 1 の討論は PIEs の監査の際の KAM に関する報告の範囲と深さである。KAM 報告に関する賛成と反対を箇条書きにして示すと次のとおりである。

賛 成	反 対
<ul style="list-style-type: none"> ・ KAM 報告は監査役会員のための重要な支援となる。 ・ 投資家の観点からは、「決算監査人のノウハウを通して情報が「予めろ過される」のは歓迎される。 ・ 加えて、追加の洞察によって、決算監査は何を果たすのか、という点に関する期待ギャップの現象が、ある程度解消されるというチャンスある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期待ギャップは未解決にされる。 ・ KAM 報告は個別のケースにおける監査方法の記述をもたらすにすぎない。 ・ 監査方法に関する情報が、実際に意思決定に関連性を備えているかについては疑わしいのである。 ・ KAM 報告は、チャンスはテーマとさておらず、監督機関にとっての利用は制限される。 ・これまでの定型文言の証明書は、決算監査を成し遂げることができたことを明瞭に表している。KAM 報告は、不明瞭な状況をもたらす危険をはらんでいる。受け手の統一のとれた理解が生まれなければならない。 ・ KAM によって、企業の内部情報を確認の付記において、またその結果連邦官報において、広範囲に公表することは、企業のき損という結果になりかねない。 ・ 個性のある確認の付記の表現は、企業と監査人との間の追加の費用および調整の必要の原

因となり、決算の際の監査の遅れをひき起こす。

(出所) 本図表は Reisch (2015) S. 45・46 により筆者が作成した。

反対論も述べられたが、特に、PIEs の監査に関する確認の付記の KAM の報告を積極的に捉えるとの考えが堅持された。その場合、いくつかの留意すべき事項が議論された。まず、KAM は、決算監査人が監督機関と議論した事実関係の部分量であることである。そして、ステークホルダーの観点から、KAM の記述の深さは控え目であるべきとされるが、だからといって、業種が同じ企業の場合には、あまりに強い標準化という結果となってはならない。また、企業の代表者にとっては、新たな確認の付記および KAM に関する報告は、決算監査人のためのマーケティング手段とはならないことは重要である。最後に EU 命令により要求された KAM に対する決算監査人の確認に、いかなる意義が認められるべきか、また公衆は新たな情報をどのように扱うかについては、未解決のままである⁽⁹⁹⁾。

討議の第 2 ラウンドは、また、特に BMJV の提案に基づいて、それを受け継ぐ問題、すなわち、PIEs と Non-PIEs の報告は統一的であるべきか否かである。Non-PIEs の場合に、確認の付記における KAM に関する報告に対して、参加者の圧倒的多数が意見を述べたとされる。ここで、KAM に対する賛成と反対の見解を 4 つの観点から示しておこう。

(1) 内部用の長文監査報告書への接近可能性の観点

賛 成	反 対
・株主、経営協議委員会および納入業者は内部用の長文監査報告書に近づけないため、確認の付記は重要であるとされる。	・確認の付記は、例えば、監査役会における従業員代表者の観点からは単に監査の結果についての「公証人役場のスタンプ」にすぎない。

(2) ステークホルダーの情報欲求の観点

賛 成	反 対
<ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダーには、企業の監査に関する信頼できる情報が存在することが重要である。しかも、企業は資本市場指向であるか否かには左右されない。確認の付記の統一性が何よりも重要である ・Non-PIEs の監査に関する確認の付記は、PIEs の監査に関する確認の付記と等しい価値でなくてはならない。第 2 のクラスの確認の付記は必要とされない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Non-PIEs の確認の付記における KAM の報告は、とりわけ、PIE と Non-PIEs においてはステークホルダーの情報欲求は異なるため促進されない。以下 3 点指摘する。 <ul style="list-style-type: none"> ①資本市場指向ではない企業の場合には、確認の付記の証明機能はその中心となる機能である。業務執行に関与しない共同出資者、債権者、従業員ならびに重要な顧客と納入業者といった Non-PIEs の場合の確認の付記の受け手の情報欲求は、PIEs の場合の情報欲求とは異なる

	<p>る。</p> <p>Non-PIEs の受け手の情報欲求ははつきりとした一義的な確認の付記によって満たされる。確認の付記は追加の情報により水増しさるべきではない。</p> <p>②確認の付記は、同質であってはならない。確認の付記への KAM の採り入れは、同族企業の場合には、目的にふさわしいとみなされない。</p> <p>③機能が債権者である信用機関にとっては、KAM による追加の利益は否定される。深い分析のためには、同様にアクセス可能であれば、内部用の長文監査報告書が起用される。</p>
--	--

(3) Non-PIEs のステークホルダーの情報入手の観点

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> PIEs と Non-PIEs のステークホルダーの情報欲求はそれほど異ならない。必ずしも全ての Non-PIE の出資者にとって、同じ情報が自由に使えるようになっているわけではない。 	<ul style="list-style-type: none"> Non-PIEs のステークホルダーの一部には、PIEs の通常の株主より明らかに多くの情報がある。PIEs の株主は、企業の公表に頼らざるを得ないのが通常であるが、Non-PIEs の出資者は、たびたび監査役会又は顧問会により情報を入手している。 Non-PIEs の場合には、監査委員会が設置されること、および決算監査人は重要な情報をかかる委員会と意見を交わすことが重要である。KAM の情報を公衆に対して明かすことは必要ない。

(4) 企業の競争情報の観点

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> KAM についての追加の報告が実際に競争に関係しているか否かは評価できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 確認の付記の統一性は、KAM に関して、とりわけ中小企業にとって、競争の点で熟慮すべきことである。多くの企業が新規株式公開を思いとどまる考えを考慮するべきである。

(出所) Penkwitt (2015) S.50.により筆者が作成した。

本表で示したものは議論の全てではないが、極めて激しい議論が展開されたことがうかがえる。しかし、全体としていえることは、経営者の監視の責任を負う会社機関がKAMに関心を寄せるることは当然のこととして受け入れられたことである。かかる関心は、Non-PIEsの場合には、内部用の長文監査報告書において考慮するのが多数の見解であった。実務においてPIEsに関するKAMについての報告を開発することは既に重要な課題であり、そのことを考慮した上でさらに、Non-PIEsへのKAMの報告の転用は提案されるべきかを立法者が今後調査する前はPIEsの場合の経験を待つことが提案されたのである⁽¹⁰⁰⁾。

以上の議論の異なる結論の背後には、次の関係が存在する。すなわち、公共の利益にかかる企業か否かにより、ステークホルダーによる決算監査の情報欲求の相違が現われる。情報欲求の相違は、確認の付記におけるKAMの要否に結びつくのである。かかる関係が生じる基盤には、ドイツ監査報告制度における一貫した特質がある。つまり、決算監査人による企業の全ての決算監査に求められる長文の監査報告書による企業内部の監督機関への情報提供である。改めて、ドイツにおける内部用の長文監査報告書の制度上の意義が確認される。

注

- (1) Naumann (2015),S.37.
- (2) (3) *Ebenda*,S. 37.
- (4) Schmidt (2015),S.38.
- (5) (6) Schmidt (2015),S.38.
- (7) (8) *Ebenda*,S. 38.
- (9) *Ebenda*,S. 38-39.
- (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) *Ebenda*,S. 39.
- (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) *Ebenda*,S. 40.
- (26) *Ebenda*,S. 40-41.
- (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) *Ebenda*,S. 41.
- (34) 「指令 2014/56/EU の監査に関する規則の転換について、ならびに公共の利益にかかる企業の決算監査を考慮した命令 (EU) Nr.537/2014 に対応した基準範囲の実施についての法律の草案」
- (35) Blöink (2015),S.42.
- (36) 「年度決算および連結決算における決算監査に関する指令 2006/43/EG の改正のために、2014年 4月 16 日付けの欧州議会および理事会の指令 2014/56/EU.ABl.EU Nr.L158/196 2014 年 5 月 27 日」
- (37) 「公共の利益にかかる企業の場合の決算監査に関する特定の諸要求についておよび委員会の決定 2005/909/EG の廃止のための 2014 年 4 月 16 日付欧州議会および理事会の命令 (EU) Nr.537/2014」
- (38) (39) (40) Blöink (2015),S.42.
- (41) *Ebenda*,S. 42-43.
- (42) (43) *Ebenda*,S. 43.
- (44) *Ebenda*,S. 43-44.
- (45) (46) (47) (48) (49) *Ebenda*,S. 44.
- (50) (51) (52) (53) Reisch (2015),S. 45.
- (54) (55) (56) (57) (58) *Ebenda*,S. 46.
- (59) *Ebenda* (2015),S. 46-47.
- (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) *Ebenda* (2015),S.47.
- (70) (71) *Ebenda* (2015),S.48.
- (72) Penkwitt (2015),S.49.
- (73) *Ebenda* (2015),S.49-50.
- (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) *Ebenda* (2015),S. 50.
- (82) *Ebenda* (2015),S. 50-51.
- (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) *Ebenda* (2015),S. 51.
- (91) (92) (93) (94) (95) (96) *Ebenda* (2015),S. 51.
- (97) (98) (99) (100) Naumann (2015),S.37.

引用・参考文献

Blöink, Thomas (2015) : Stand der Umsetzung der EU-Regulierung zur Berichterstattung des Abschlussprüfers, IDW Symposion Der neue Bestätigungsvermerk: Wieviel Information braucht die Praxis? 17. Juni 2015 in Berlin,in WPg Sonderheft 2/2015 (2015), S. 42-44.

IDW (2015) : IDW Symposion Der neue Bestätigungsvermerk: Wieviel Information braucht die Praxis? 17. Juni 2015 in Berlin,in WPg Sonderheft 2/2015 (2015) .

Naumann, Klaus-Peter (2015) : Der neue Bestätigungsvermerk – Wieviel Information braucht die Praxis?, IDW Symposion Der neue Bestätigungsvermerk: Wieviel Information braucht die Praxis? 17. Juni 2015 in Berlin,in WPg Sonderheft 2/2015 (2015), S. 37.

Penkwitt, Nicola (2015) : Einheitliche Berichterstattung im Bestätigungsvermerk bei PIEs und Non-PIEs? – Diskussionsergebnisse, IDW Symposion Der neue Bestätigungsvermerk: Wieviel Information braucht die Praxis? 17. Juni 2015 in Berlin,in WPg Sonderheft 2/2015 (2015), S. 49-52.

Referentenentwurf – AReG (2015) : Referentenentwurf des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz Entwurf eines Gesetzes zur Umsetzung der prüfungsbezogenen Regelungen der Richtlinie 2014/56/EU sowie zur Ausführung der entsprechenden Vorgaben der Verordnung (EU) Nr. 537/2014 im Hinblick auf die Abschlussprüfung bei Unternehmen von öffentlichem Interesse (Abschlussprüfungsreformgesetz – AReG) Bearbeitungsstand: 27.03.2015 10:50 Uhr.

Reisch, Beatrix (2015) : Umfang und Tiefe der Berichterstattung über Key Audit Matters („KAM“) im Bestätigungsvermerk bei der Prüfung von Unternehmen von öffentlichem Interesse („PIEs“) – Diskussionsergebnisse, IDW Symposion Der neue Bestätigungsvermerk: Wieviel Information braucht die Praxis? 17. Juni 2015 in Berlin,in WPg Sonderheft 2/2015 (2015), S. 45-48.

Schmidt, Stefan (2015) : Der neue Bestätigungsvermerk – Hintergründe und Herausforderung, IDW Symposion Der neue Bestätigungsvermerk: Wieviel Information braucht die Praxis? 17. Juni 2015 in Berlin,in WPg Sonderheft 2/2015 (2015), S. 38-41.